

## 平成22年度労働者派遣事業報告書の集計結果

富山労働局職業安定部  
需給調整事業室

### 1 実績のあった事業所数

平成22年度中に事業年度が終了し報告書を提出した労働者派遣事業所数のうち派遣実績のあった事業所は、一般労働者派遣事業が80所、特定労働者派遣事業が213所、合計で293所となっている。

⇒表1

### 2 派遣労働者数

(1) 実際に派遣された派遣労働者数(※1)は13,898人(対前年度比0.5%減)、常用換算派遣労働者数(※2)は7,886人(同3.7%減)であった。

具体的には、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者が2,657人(対前年度比5.4%減)、登録者数(※3)が9,166人(同2.6%減)であった。また、常用雇用以外の労働者(登録者が労働者派遣される場合)の常用換算(※4)は3,154人(同13.0%減)であった。

一方、特定労働者派遣事業では、常用雇用労働者が2,075人(同18.4%増)であった。

なお、派遣労働者数について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業の常用雇用労働者は33.2人(前年度26.8人)、常用雇用以外の労働者(常用換算)は39.4人(同34.5人)、特定労働者派遣事業の常用雇用労働者は9.7人(同9.5人)となっている。また、登録者についても、報告書を提出した1派遣元事業所当たりの平均をみると、114.6人(同82.6人)と、前年度よりも増加している。

⇒表2

※1 派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用労働者数の合計としている。

※2 常用換算派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者の常用換算数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計としている。

※3 登録者には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

※4 常用換算とは、常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したものである。

(2) 平成22年6月1日現在で、政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数について、業務の種類別の割合をみると、一般労働者派遣事業では、機器操作50.9%、財務20.4%、研究開発5.5%の順で多く、特定労働者派遣事業では、情報処理システム開発49.9%、機器操作25.0%、テレマーケティングの営業5.5%の順で多くなっている。

⇒表 3

(3) 製造業への派遣の状況

平成22年6月1日現在で製造業へ派遣を行った事業所は、一般労働者派遣事業で36所、特定労働者派遣事業59所、全体では95所となっており、労働者派遣事業の実績のあった事業所に占める割合は、一般派遣労働者では45.0%、特定労働者派遣事業では27.7%、全体では32.4%となっている。

また、平成22年6月1日現在で製造業務に従事した派遣労働者は、一般労働者派遣事業では2,352人(対前年度比17.1%増)、特定労働者派遣事業では426人(同19.7%増)、全体では2,778人(同17.5%増)となっている。

⇒表 4

3 派遣先

(1) 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数は、一般労働者派遣事業では3,463件(対前年度比15.4%減)、特定労働者派遣事業では545件(同13.3%増)となっている。この結果、全体としては4,008件(同12.3%減)となっている。

(2) また、派遣先の数について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業では43.3件(前年度39.0件)と前年度より増加している。特定労働者派遣事業では2.6件(同2.6件)と横ばいとなっている。

⇒表 5

4 売上高

(1) 労働者派遣事業に係る売上高は、一般労働者派遣事業では約184.7億円(対前年度比15.4%減)、特定労働者派遣事業では約92.1億円(同8.2%増)となっている。この結果、合計は約276.8億円(同8.7%減)となっている。

(2) また、売上高について、売上のあった派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業では約2億3千万円(対前年度比10.6%増)、特定労働者派遣事業では約4千万円(同6.5%減)であった。

⇒表 6

5 派遣料金

(1) 一般労働者派遣事業の平均料金は13,294円と、前年の13,165円より1.0%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画・立案、OAインストラクション等で高くなっている。

(2) 特定労働者派遣事業の平均料金は20,119円と、前年の19,610円より2.6%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、OAインストラクション、研究開発等で高くなっている。

⇒表 7

## 6 派遣労働者の賃金

- (1) 一般労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は9,441円と、前年の9,437円より4円増加した。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画立案、OAインストラクション等で高くなっている。
- (2) 特定労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は12,677円と、前年の13,618円より6.9%の減少であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、セールスエンジニアの営業・金融商品の営業、アナウンサー等で高くなっている。

⇒表7

## 8 派遣契約の期間

労働者派遣契約の期間について、一般労働者派遣事業では、1月以下が30.2%、3月以下が47.0%となっており、6月以下のものが全体の69.5%を占めている。特定労働者派遣事業では、1月以下が31.9%、3月以下が41.0%となっており、6月以下のものが全体の58.6%を占めている。

⇒表8

※ 労働者派遣契約の期間については、報告対象期間に締結した一労働者派遣契約における労働者派遣の期間であり、当該派遣労働者が当該業務に実際に派遣就業する期間とは必ずしも一致するものではない。

## 9 教育訓練

教育訓練の実績について、一般労働者派遣事業では、種類(コース)は延べで270コースあり、対象者数は延べで14,641人であった。特定労働者派遣事業では、同243コースあり、対象者数は延べで2,582人であった。

また、教育訓練を行う方法をOJT及びOff-JT(※)に区分してみると、一般労働者派遣事業ではOff-JTが74.8%を占めているが、特定労働者派遣事業ではOJTが約43.3%を占めている。

⇒表9

※OJTとは、業務の遂行過程内に行う教育訓練である。Off-JTとは、OJT以外の教育訓練である。